

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年1月31日

徳島市監査委員	尾田正則
同	藤原晃
同	須見矩明
同	井上武

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

市民文化部 人権推進課、男女共同参画センター、隣保館、市民生活相談課、消費生活センター、市民協働課、支所、文化スポーツ振興課、住民課、葬斎場

2 対象期間等

令和5年4月1日から令和5年10月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

令和5年11月15日から令和6年1月26日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、徳島市監査基準に準拠し、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

市民文化部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項について、必要な措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項（指摘事項）

指摘事項件数一覧表

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理	手当・その他	指定管理	合計
人権推進課（隣保館含む）		1		1			2
男女共同参画センター							
市民生活相談課（消費生活センター含む）	1			1			2
市民協働課（支所含む）	1		1				2
文化スポーツ振興課						2	2
住民課（葬斎場含む）							
合 計	2	1	1	2		2	8

○人権推進課（隣保館含む）

支出事務

1 予算執行伺書兼支出負担行為書の決裁権者が誤っているものがあった。

- ・ 応神公栄会館 地域交流促進事業（ヨガ・英会話・手芸・ウクレレ）の実施

支出負担行為額：312,000 円

- ・ 不動文化会館 高齢者人権啓発交流会の開催

支出負担行為額：306,000 円

事務決裁規程別表第2の3の(1)歳出予算の執行に基づき、1件が30万円を超える報償費の決裁権者は、「副部長」とすべきところ、「課長」決裁としていた。

事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

財産管理

2 公有財産台帳と公有財産異動状況報告書が整合しないものがあった。

- ・ 芝原老人ルーム（土地）

誤：公有財産台帳 995.35 m²

正：公有財産異動状況報告書 457.35 m²

所管替えによる面積減少の記載が漏れており、公有財産台帳と公有財産異動状況報告書の現在高が異なっていた。

公有財産規則に基づき、適正な台帳管理に努められたい。

○市民生活相談課（消費生活センター含む）

収入事務

1 行政財産の目的外使用料において、徴収時期が適正でないものがあった。

- ・徳島駅前広場における許可期間が令和5年4月1日から令和10年3月31日までの電気通信設備（電柱、公衆電話ボックス）の設置について

令和5年5月2日を納入期限として、許可期間5年分を一括徴収していたが、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第4条第1項ただし書により、行政財産の使用の期間が複数年度にわたるときは、当該行政財産の使用に係る年度ごとに、使用開始後1月以内に徴収するべきである。

財産管理

2 行政財産使用許可書において、延滞金に関する規定が適正でないものがあった。

- ・電気通信設備（電柱、公衆電話ボックス）の設置について

指令書に定める延滞金の率について、「年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）」となっており、「税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例第3条第1項及び附則第4項」に適合した規定となっていなかった。

税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例に従い、適正な規定とすべきである。

○市民協働課（支所含む）

収入事務

1 行政財産の目的外使用料において、納入期限の設定が適正でないものがあった。

- ・多家良中央コミュニティセンターにおける許可期間が令和4年4月1日から令和9年3月31日までの電柱設置について

納入期限が令和5年5月12日に設定されていたが、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第4条第1項ただし書により、行政財産の使用の期間が複数年度にわたるときは、当該行政財産の使用に係る年度ごとに、使用開始後1月以内に徴収するべきである。

- ・沖洲コミュニティセンター及び住吉・城東コミュニティセンターにおいて令和5年4月13日付で令和5年5月1日から令和6年3月31日までの間、許可した自動販売機設置について

納入期限が使用開始後の令和5年5月31日に設定されていたが、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第4条第1項本文の規定により、使用期間が単年度であり、使用期間と同一年度内の許可につき、使用料は前納とするべきである。

契約事務

2 長期継続契約において、決裁権者が誤っているものがあった。

- ・コミュニティセンター等AED整備事業費

契約期間：令和5年8月1日から令和10年7月31日まで

契約金額：総額891,000円（令和5年度は118,800円）

長期継続契約の専決権について、契約初年度は、契約期間全体の総額で判断するため、事務決裁規程別表第2の3の(1)歳出予算の執行に基づき、総額50万円を超え100万円以下の使用料及び賃借料の決裁権者は「副部長」とすべきところ、令和5年度の金額により「課長」決裁としていた。

事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

○文化スポーツ振興課

指定管理

1 基本協定書締結において、決裁権者が誤っているものがあった。

- ・市民夜間運動場
- ・徳島市ライフル射撃場

事務決裁規程に基づき、基本協定書締結の決裁権者は、同規程の副市長以下の専決事項に記載されていないため「市長」とすべきところ、「部長」決裁となっていた。

事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

2 管理業務実施報告書の提出がないものがあった。

- ・市民夜間運動場

基本協定書に規定する管理業務実績報告書等の提出期限は「各年度の終了後2か月以内」とされているものの、令和4年度の徳島市民上八万夜間運動場の報告書が提出されていなかった。

基本協定書の規定に基づき、適正な事務処理を実施するよう指定管理者に指導されたい。